

「たまかわくらし体験住宅整備事業」及び 「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託プロポーザル実施要項

注意事項

本プロポーザルは、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の採択を前提とした、準備行為として実施するため、本事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の採択が受けられない場合には、業務内容の変更又は中止とすることがあります。

1. 事業目的

玉川村では、令和6年度に「たまかわくらしサポートセンター（以下、「センター」という。）」を設立し、関係人口拡大や移住・定住・二地域居住の促進をさらに力強く推し進めていく。

本事業では、令和5年度まで実施してきた「たまかわ観光型短期滞在施設」実証事業の結果得られた利用者ニーズ等を活かし、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を整備することで、玉川村への移住を加速化することを目的とする。

2. 委託内容（（1）と（2）を併せて1事業者と契約）

- (1) ①委託名 「たまかわくらし体験住宅整備事業」
②委託内容 別添「たまかわくらし体験住宅整備事業」業務委託仕様書のとおり
③委託期間 契約締結の日から2025年3月31日まで
④委託額 3,000千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (2) ①委託名 「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」
②委託内容 別添「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託仕様書のとおり
③委託期間 契約締結の日から2025年3月31日まで
④委託額 2,300千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本提示の日から選考までの間に、当村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（開始の決定がされたものを除く）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関していないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと
- (6) 過去5年間の中で、地方自治体の発注する下記のいずれの業務を元請けで実施した実績を有すること。
 - 1) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）を活用した事業の実績
 - 2) 移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

2024年3月19日（火）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「たまかわくらし体験住宅整備事業」及び「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

(2) 提出物（各1部）

- ・参加申込書（様式2）
 - ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
 - ・実績調書（様式3）
 - ・官公庁や民間企業等での同種・類似業務の実績・成果がわかる資料（任意様式）
- ※過去5年程度の中で、デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）を活用した事業や移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績など報告すべきと判断する内容

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

2024年3月25日（月）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名に「たまかわくらし体験住宅整備事業」及び「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託プロポーザルに関することと記載すること。

(3) 質問の回答方法

個別回答。ただし、必要に応じてホームページ上で公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2024年3月29日（金）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「たまかわくらし体験住宅整備事業」及び「たまかわくらし体験

住宅を活用した移住者支援事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格A4版又はA3版とする。

① 企画提案書：原本1部、写し6部

次の事項についての提案を含めることとする。

- 業務の取り組み方針
- 業務の進め方
- 業務内容への提案
- 実施体制：管理担当者、主担当者を明記する
- 業務スケジュール

② 見積書（事業経費積算書含む）：原本1部、写し6部

※企画提案書は、仕様書の委託業務内容を記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な内容で提案すること。

7. 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

8. 企画提案書の審査並びに電子メール等による質疑応答

提出された企画提案書の審査を実施する。なお、提案内容に不明な点等があった場合には、電子メール等により質疑応答を行う。

(1) 審査期間

2024年4月1日（月）から5日（金）まで

9. 審査

(1) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

(2) 評価視点

別紙の採点基準法を参照。

(3) 選考結果の通知・公表

2024年4月8日（月）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約締結

- (1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。
- (2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

1 1. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	2024年3月11日(月)
参加申込書等の提出〆切	2024年3月19日(火)
質問の受付〆切	2024年3月25日(月)
企画提案書等の提出〆切	2024年3月29日(金)
審査	2024年4月1日(月)～4月5日(金)
選考結果の通知・公表	2024年4月8日(月)以降

1 2. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりとする。

担 当：玉川村役場企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4628(直通)

F A X：0247-57-3952

E-Mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別表)

採点基準表

	評価項目		配点
1	会社技術力について	・類似業務の実績があるか	10
2	技術者の技術力と実施体制について	・会社及び担当者の類似業務の実績があり、その成果は優秀か ・会社及び担当者の体制は整っているか	10
3	玉川村の特性を踏まえた業務実施方針について	・本村にとって、先進的な取組みを踏まえた提案であるか ・本村のその他の関連事業を十分理解した内容となっているか	50
4	仕様書以外の提案等について	・仕様書にとらわれない独自の考えやアイデアがあるか ・その他、村にとって有益な特徴ある内容が盛り込まれているか	10
5	業務遂行スケジュールについて	・事業の実現が可能なスケジュールとなっているか	10
6	見積書について	・見積内容が妥当か 【内訳】 (1) たまかわくらし体験住宅整備事業見積書 (2) たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業見積書	10
		計	100

(様式1)

質 問 書

年 月 日

事業名： 「たまかわくらし体験住宅整備事業」及び
「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」

項 目	質 問 内 容

※ 記入欄が不足するときは、複写して作成してください。

〈質問者〉

商号又は名称	
部 署	
担 当 者	
電 話	
回答書の返信先	

(様式2)

参加申込書

年 月 日

玉川村長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

「たまかわくらし体験住宅整備事業」及び「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託プロポーザル実施要項に関するプロポーザルに参加したいので申し込みます。下記の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 参加資格について

内 容	チェック欄
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本提示の日から選考日までの間に、当村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
会社更生法第17条に基づき更生手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（開始の決定がされた者を除く。）でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関していない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去5年間の中で、地方自治体の発注する下記の業務を元請けで実施した実績を有する（様式3） 1) デジタル田園都市国家構想交付金（旧 地方創生推進交付金）を活用した事業の実績 2) 移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

2. 今後の連絡先

(所属) (役職) (担当者名)

(住所) 〒 -

(電話番号) (FAX 番号)

(電子メール)

(様式3)

実績調書

過去5年間の中で、地方自治体の発注する下記の業務を元請けで実施した業務実績について

- 1) デジタル田園都市国家構想交付金(旧 地方創生推進交付金)を活用した事業の実績
- 2) 移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績

1) デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業の実績	業 務 名	
	契 約 金 額	千円
	履 行 期 間	～
	発 注 機 関 名	
	業 務 の 概 要	
	業務実施における特徴的な事項	
2) 移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績	業 務 名	
	契 約 金 額	千円
	履 行 期 間	～
	発 注 機 関 名	
	業 務 の 概 要	
	業務実施における特徴的な事項	

(様式4)

辞 退 届

年 月 日

玉川村長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

年 月 日付で参加申し込みをしました「たまかわくらし体験住宅整備事業」及び「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託プロポーザル実施要項に関するプロポーザルについて、辞退いたしたくお届けします。